

にしあがつま地域活動支援センター
指定管理者選定に係るプロポーザル
実施要領

令和8年9月

婦 恋 村

にしあがつま地域活動支援センター指定管理者選定に係る

プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、婦恋村が設置する地域活動支援センターの指定管理者を企画提案協議により選定するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 指定管理業務概要

(1) 名称および所在地

名 称：にしあがつま地域活動支援センター「すきっぷ」

所在地：婦恋村大字三原 876 番地 11

(2) 事業内容

- ・日常生活訓練に関すること
- ・機能回復訓練に関すること
- ・創作及び生産活動に関すること
- ・社会との交流促進に関すること
- ・障がい者等の福祉の向上を図るため必要な事業

(3) 指定管理者による管理内容

- ・(2) の事業内容に規定する事業に関すること
- ・センター及び設備等の維持管理に関すること
- ・その他の施設の管理上、村長が必要と認めるもの

(4) 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日

3 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 婦恋村建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 27 年 4 月 1 日告示第 20-2 号）に基づく指名停止の措置を、申込日において受けていないこと。

4 募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加を申し込み、村は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

(1) 指定申請について

① 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書
- イ 決算報告書、貸借対照表及び財産目録（直近３年分）
- ウ 事業報告書（直近３年分）
- エ 定款又は寄附行為の写し
- オ 登記事項証明書

② 提出部数：１部

③ 提出期限：令和８年１０月９日（金）１７時１５分まで

④ 提出場所：問い合わせ先と同様

⑤ 提出方法：持参または郵送（必着）

(2) 参加資格審査結果の通知

① 通知日：令和８年１０月１６日（金）

② 通知内容：審査結果

③ 通知方法：全参加者に書面で通知する。

④ 結果に対する理由説明：参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）で村長に説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、村長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限：令和８年１０月２０日（火）１７時１５分まで

イ 提出場所：問い合わせ先と同様

ウ 提出方法：持参または郵送（必着）

5 指定管理者公募説明会

(1) 日時：令和８年１０月２３日（金）１３時３０分から

(2) 場所：孺恋村役場 会議室

吾妻郡孺恋村大字大前１１０

※説明会終了後、にしあがつま地域活動支援センター「すきっぷ」施設見学を実施する予定。

6 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

① 提出書類：質問書（任意様式）

② 提出期限：令和8年10月27日（火）17時15分まで

③ 提出方法：電子メールに限る。

※電子メール件名の先頭に「【指定管理者プロポーザル質問書】」と明記すること。

なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話にて連絡すること。

④ 電子メールアドレス及び電話番号：問い合わせ先と同様

（2） 回答

① 回答期限：令和8年10月30日（金） 17時15分まで

② 回答方法：回答は、電子メールとし、回答できるものから順次回答する。また、すべての質問に対する回答を参加者全員に行う。質問者名は明記しない。

7 辞退届の受付

本プロポーザルを辞退しようとする者は、辞退届（任意様式）を村長に提出するものとする。

8 企画提案の事業計画書作成及び提出

にしあがつま地域活動支援センター指定管理者選定にかかるプロポーザルにおける企画提案については、下記の内容についての具体的な提案を事業計画書（様式第2号、第3号、あるいは計画書の項目を網羅していれば任意様式も可）にて作成し提出すること。

（1） 事業計画書の内容について

○事業計画について（様式第2号）

- ・管理運営を行うに当たっての経営方針について
- ・安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて
- ・自主事業計画書（令和3～6年度）
- ・施設の管理運営について
- ・施設の運営について
- ・個人情報の保護の措置について
- ・緊急時対策について
- ・団体の理念について
- ・その他特記すべき事項

○事業計画に対する収支予算計画について（様式第3号）

- ・施設の管理に関する業務の収支予算書
- ・自主事業予算書

（2） 事業計画書等の提出

① 提出期限：令和8年11月6日（金）17時15分まで

② 提出物 ア 指定申請書（様式第1号）

イ 指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書（様式第2号）

ウ 指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の収支予算書

(様式第3号)

- ③ 提出部数：企画提案書は正本1部、副本10部
- ④ 提出方法：持参または郵送（必着）
- ⑤ 提出先：問い合わせ先と同様
- ⑥ 留意点：当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。

9 審査

にしあがつま地域活動支援センター指定管理者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、事業計画書を確認の上、次により本プロポーザルに係るプレゼンテーションを実施し、審査する。

（1）審査

- ① 日時：令和8年11月25日（水）13時30分から
※村議会の日程、開催時間等により変更することがあり得る。
変更する場合については、事前にプレゼンテーション全参加者に通知を行う。
- ② 場所：婦恋村役場 会議室
- ③ 参加できる者：自社社員2名以内とする。
- ④ 内容：プレゼンテーション及び質疑応答。なお、プレゼンテーションは、提出した事業計画書に沿って説明を行うものとし、資料の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- ⑤ 持ち時間：プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内。

（2）選定方法

選定委員会が、事業計画書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を指定管理者として選定する。

ただし、選定委員会で審査した結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

（3）評価基準

以下の項目について評価を行う。詳細については別紙審査基準を参照のこと。

- ア、事業遂行能力に関すること
- イ、事業計画に関すること
- ウ、収支計画に関すること
- エ、その他、企画提案の独創性やアピールポイント等に関すること

（4）審査結果の通知

- ① 通知日：令和8年11月30日（月）
- ② 通知内容：審査結果
- ③ 通知方法：全参加者に書面で通知する。
- ⑤ 結果に対する理由説明：最上位に選定されなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式は任意とする。）で村長に説明を求めることができる。この場

合において、説明を求められたときは、村長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

⑥ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

1 0 選定結果の公表

選定結果については、孺恋村ホームページ上にて公表する。公表の内容は、全参加者の名称、選定の結果とする。

1 1 協定書の締結

審査により決定された者と協定に向け交渉を行う。なお、候補者の事業計画が無効となった場合や契約交渉が不調等により協定に至らない場合は、審査により次順位者とした者と協定の交渉を行う。

1 2 本業務に係る全体スケジュール

本業務に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

項 目	時 期	備 考
実施の公告	令和 8 年 9 月 2 5 日（金）	村ホームページ掲載
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 1 0 月 9 日（金）	郵送の場合、必着
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）	書面での通知
公募説明会	令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）	13 時 30 分から
質問受付期限	令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）	電子メールに限る
質問回答期限	令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）	電子メールによる
事業計画書等提出期限	令和 8 年 1 1 月 6 日（金）	郵送の場合、必着
プレゼンテーション、審査	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）	13 時 30 分から
審査結果の通知	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）	書面での通知
結果の公表	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）	村ホームページ等

1 3 提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

- （１） 事業計画書類等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者負担とする。
- （２） 提出された書類等は、返却しない。
- （３） 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- （４） 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- （５） 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、

追加、削除等は一切認めない。ただし、村が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

1 4 情報公開及び提供

本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、嬭恋村情報公開条例に基づき開示することがある。

1 5 問い合わせ先

嬭恋村役場 健康福祉課 福祉係

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前 110 番地

Tel : 0279-96-0512

Fax : 0279-96-0516

E-mail: kenkoufukushi@vill.tsumagoi.gunma.jp